

3. 医 療 施 策

1 精神保健福祉法における入院制度一覽

入院形態	任意入院	医療保護入院	応急入院	措置入院	緊急措置入院
根拠条文	法第20条	法第33条第1項・3項	法第33条の7	法第29条	法第29条の2
対象者	自らの入院について同意する精神障がい者	医療及び保護のために入院の必要があり、当該精神障害のために任意入院ができる状態にない者であつて、そのうちいずれの場合等には居住市町村長の同意がある者 ※家族等の範囲 配偶者、親権者、扶養義務者（直系血族・兄弟姉妹、家庭裁判所に選任された三親等以内の親族）、後見人、保佐人	医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、家族等の同意を得ることができなない場合において、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図るうえで著しく支障があると認められた精神障がい者	医療及び保護のために入院させなければならない者 医療及び保護の要し、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者 措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者 措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者 措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者	措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者 措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者 措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者 措置入院の要件に該当する者について、急速を要し、措置入院に係る手続を要し、措置入院にできない場合において、直ちに入院させなければならない者
入院時における手続き等	本人の同意	精神保健指定医の診察 ・家族等のうちいずれかの者（又は市町村長）の同意	精神保健指定医の診察	・2名以上の精神保健指定医の診察結果（要措置）の一致 ・都道府県（政令市）職員の立会い ・現に保護の任に当たつてい る者への診察の通知	・精神保健指定医の診察 ・都道府県（政令市）職員の立会い
入院期間	—	—	72時間以内	—	72時間以内
入院施設	・精神科病院	・精神科病院 *法第34条に基づき移送を行う場合は応急入院指定病院	・応急入院指定病院	・国立、都道府県立精神科病院 ・指定病院	・国立、都道府県立精神科病院 ・指定病院
入院の届出	—	・入院届 ・定期病状報告（12か月毎） ・退院届	・入院届	・定期病状報告（半年までは3か月ごと、半年以降は6か月ごと） ・措置症状消退届 ・仮退院申請	—

2 措置入院

(1) 全国の精神障がい者に関する申請・通報・届出・診察状況の推移（衛生行政報告例より）

年次	申請・通報・届出件数										総計	調査により 診察の必要 がないと認 めた者	診察を受けた者	
	一般からの 申請	警察官から の通報	検察官から の通報	保護観察所 の長からの 通報	矯正施設の 長からの 通報	精神科病院 の 管理者等か らの届け出	申請・通報・届出件数	申請・通報・届出件数	申請・通報・届出件数	申請・通報・届出件数			申請・通報・届出件数	申請・通報・届出件数
平成元年	734	3,511	1,071	26	295	65	5,702	1,850	2,246	1,642				
2	581	3,665	1,058	12	278	52	5,646	1,902	2,164	1,586				
3	533	3,581	1,026	19	246	55	5,460	1,745	2,283	1,421				
4	458	3,710	1,029	16	277	54	5,544	1,655	2,530	1,370				
5	463	3,788	1,077	13	253	48	5,642	1,769	2,643	1,257				
6	501	3,859	1,096	12	230	60	5,758	1,721	2,732	1,230				
7	394	4,202	1,031	10	231	61	5,929	1,612	3,074	1,196				
8	470	4,547	1,080	14	257	49	6,417	1,815	3,430	1,156				
9	386	4,827	1,028	13	237	49	6,540	2,004	3,358	1,164				
10	414	4,707	977	11	311	52	6,472	2,126	3,240	1,091				
11	434	5,245	951	14	325	45	7,014	2,323	3,497	1,177				
12	511	7,557	1,075	7	397	44	9,591	3,402	4,546	1,641				
13	408	8,012	1,041	9	495	60	10,025	3,716	4,497	1,875				
14	563	8,487	1,096	10	852	45	11,053	4,252	4,792	2,009				
15	526	8,876	1,055	16	1,266	37	11,776	4,768	4,965	2,028				
16	405	10,527	1,150	17	1,562	29	13,690	6,470	5,038	2,175				
17	355	10,386	985	25	1,909	27	13,687	6,728	4,904	2,081				
18	374	11,731	1,092	8	2,217	29	15,451	8,002	5,273	2,059				
19	373	11,698	1,134	20	2,120	31	15,376	7,924	5,407	2,026				
20	326	12,133	1,269	33	2,303	49	16,113	8,516	5,400	2,624				
21	348	11,849	1,248	46	2,858	43	16,392	8,611	5,406	2,343				
22 ※	296	12,327	1,275	31	3,063	41	17,033	9,199	5,504	2,369				
23	284	12,575	1,537	28	3,566	41	18,031	10,016	5,526	2,384				
24	310	14,954	1,717	14	4,027	24	21,046	11,454	6,513	2,564				
25	282	16,498	1,906	29	4,435	27	23,177	13,168	6,767	2,637				

※ 22年度について、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

(2) 本県の平成25年度精神障がい者申請・通報・届出等件数及び診察実施状況

項目	申請・通報・届出等										精神障がい者と認められた者			
	一般 申請	警察 通報	検察官 通報	保護 観察所	矯正 施設	病院管 理者	職権	合計	要措置の決定		診察 不要			
									措置 診察	緊急 診察		小計	不要措 置の決 定	
有明	2	14						16	7	2	9	5	2	
山鹿		9						9	6		6	3	0	
菊池	1	13						14	4		4	2	8	
阿蘇		4						4	1		1	1	2	
御船	1	3						4	2		2		2	
宇城		18						18	3		3	1	14	
八代		12						12	6		6		6	
水俣	1	7					1	9	3		3	1	5	
人吉	1	13						14	6		6	2	6	
天草		6						6	2		2	3	1	
本庁			12		26			38	2		2		36	
合計	6	99	12	0	26	0	1	144	42	2	44	18	82	

(3) 本県の年次別申請・通報・届出件数及び診察件数

年 度	総 数		2.3条 (一般申請)		2.4条 (警察官)		2.5条 (検察官)		2.5条の2 (保護観察所長)		2.6条 (矯正施設長)		2.6条の2 (管理者)		2.6条の3 (管理者)		2.7条の2 (職権)	
	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要	通 報 件 数	診 察 不 要
7	82	10	59	13	6	3	2	1	44	11	15	6	8	1	2	1	1	3
8	82	19	55	8	9	1	8		37	8	17	8	9		8	8	1	
9	72	11	49	12	1	1			42	10	10	3	5	2	4	3	1	
10	76	13	52	11	2	1	1		43	10	12	4	7	1	4	4		
11	66	8	47	11	5	2	3		38	6	11		6	5	3	3		
12	98	15	72	11	12	3	9		56	9	7		6	1	10	9	1	
13	75	2	63	10	6	1	4	1	54	7	5		4	1	2	1	1	
14	93	2	73	18	11	1	10		54	17	4		3	1	2	2	4	
15	110	2	95	13	5		5		80	12	7		7		2	2	1	1
16	98	0	84	14	4		4		71	14	6		6		3	3		
17	160	44	100	16	5	1	4		84	16	19	11	8		12	8	4	1
18	188	82	85	21	13	2	10	1	67	17	24	16	6	2	24	22	2	1
19	89	2	81	6	4		4		72	6	3	2	1	1	2	2		1
20	138	52	73	13	3	1	1	1	62	8	12		9	3	29	28	1	1
21	158	64	71	23	4	2	2		66	22	3		3		39	38	1	
22	141	64	59	18	1	1			55	18	9	8	1		24	23	1	1
23	176	113	51	12	4	3	1		44	10	27	21	5	1	34	32	1	1
24	119	60	51	8	4	1	3		46	8	16	15	1		19	19		1
25	144	82	44	18	6	1	4	1	37	17	12	10	2		26	26		1

※ 平成24年度以降は、熊本市に通報のあったものを除く。

(4) 本県の平成25年度措置入院者疾患名状況

疾患名	総数
F0 症状性を含む器質性精神障害	6
F00アルツハイマー病の認知症	1
F01血管性認知症	
F02-09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	5
F1 精神作用物質による精神及び行動の障害	5
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	3
覚せい剤中毒	1
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	26
F3 気分（感情）障害	4
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	
F6 成人の人格及び行動の障害	3
F7 精神遅滞	
F8 心理的発達の障害	
F9 小児期及び青年期に通常発生する行動及び情緒の障害	
てんかん（F0に属さないものを計上する）	
その他	

* 「疾患名」欄は、第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類（ICD10）による。

(5) 本県の平成25年度月別措置入院状況

	前月末患者数	本月中新規患者数	本月中解除患者数	本月末患者数
4月	29	5	4	30
5月	30	6	4	32
6月	32	5	5	32
7月	32	3	7	28
8月	28	2	3	27
9月	27	3	4	26
10月	26	2	4	24
11月	24	3	4	23
12月	23	5	3	25
1月	25	3	4	24
2月	24	4	3	25
3月	25	3	3	25
合計		44	48	

※緊急措置後、措置入院不要となった者を除く。

3 精神科救急医療体制

(1) 事業概要

休日や夜間においても精神疾患の急発、急変に対応するため、精神科救急医療体制整備事業を県と熊本市との合同で実施しています。

平成10年1月から、休日や夜間に速やかに精神科医療を必要とする者に対し迅速かつ適切な医療及び保護を図るための「精神科救急医療確保事業」を実施しており、平成24年9月からは、休日や夜間に精神障がい者及びその家族等からの精神科救急医療に関する相談を受けるための「精神科救急情報センター」を開始しました。

また、これらの事業の円滑かつ適正な運営を図るため、関係者による連絡調整委員会を設置しています。

(2) 事業内容

①精神科救急医療確保事業

- ・対象者：精神疾患の急発又は急変のため、医療及び保護を必要とする者

- ・実施時間帯：

平日夜間 17:00～翌日9:00

休日昼間 9:00～17:00

休日夜間 17:00～翌日9:00

- ・精神科救急医療施設による病院群輪番制

地域の実情や医療供給能力等を元に県内の精神科救急医療施設を二つのグループに分けて、各グループごとの輪番体制で実施します。ただし、夜間においては県下に1つの精神科救急医療施設で実施します。

なお、輪番体制の当番となった精神科救急医療施設は、精神保健指定医及び看護師等の待機とともに、空床1床を確保し、相談診察及び入院に対応します。

- ・利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
救急患者数	635人	612人	583人	716人	689人
うち入院者数	152人	148人	133人	178人	169人

- ・その他

輪番表の作成・配布及び救急体制の確保等については、その事務を(公社)熊本県精神科協会に委託しています。

②精神科救急情報センター

- ・対象者：精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、緊急な医療を必要とする精神障がい者等及びその家族等

- ・業務内容：医療相談、患者振り分け（トリアージ）、受診先紹介

- ・電話番号：096-385-9939

- ・対応時間帯：

平日夜間 17:00～翌日9:00

休日昼間 9:00～17:00

休日夜間 17:00～翌日9:00

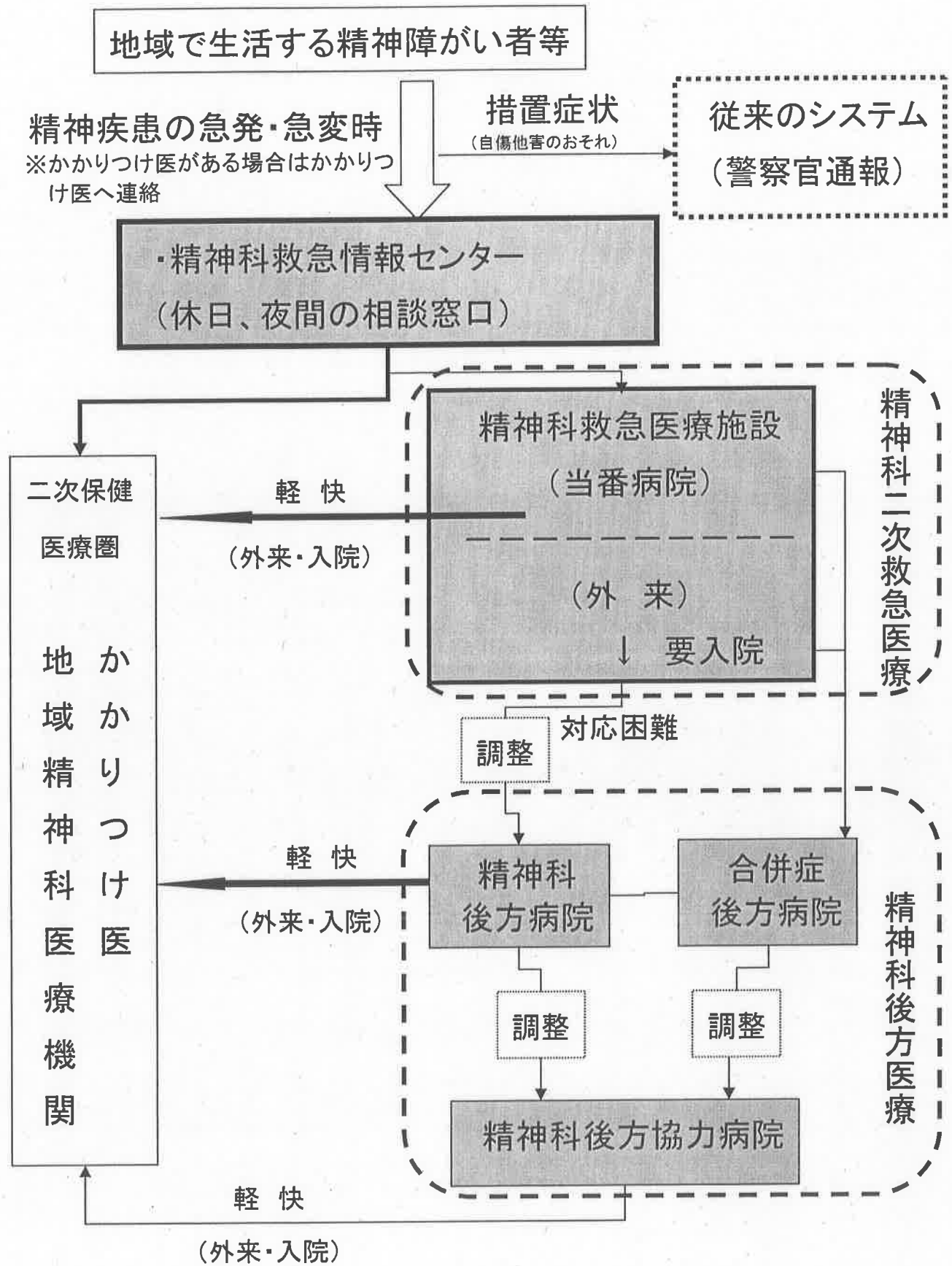
- ・平成25年度相談総件数：928件（1日平均2.5件）

そのうち、218件（23%）は緊急性が認められる相談で、輪番病院等の紹介等を行った。また、539件（58%）は緊急性が認められない相談で、平日昼間にかかりつけ医等での受診等を助言した。

- ・その他

輪番表の作成・配布及び救急体制の確保等については、その事務を(公社)熊本県精神科協会に委託しています。

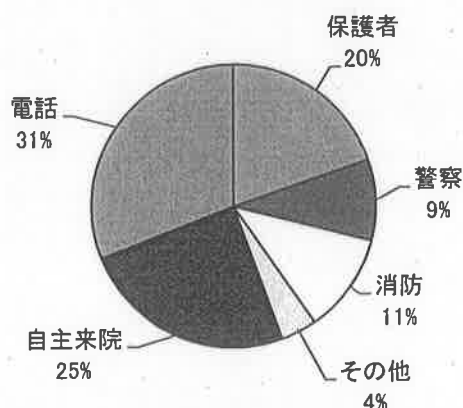
熊本県の精神科救急医療体制(休日、夜間の体制)



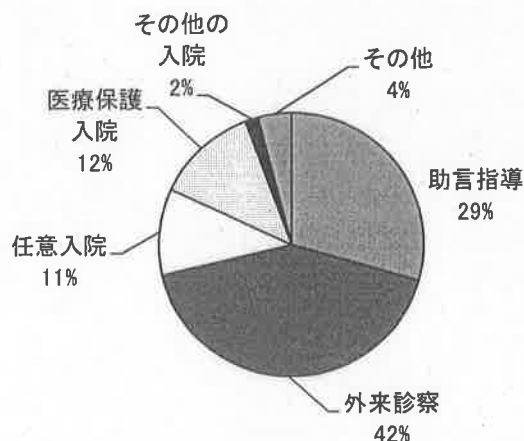
平成25年度精神科救急医療確保事業の利用状況

項 目		休日昼間 242回	夜 間 365回	合計 607回
救急患者数	男性	128	172	300
	女性	113	263	376
	不明	0	13	13
	合計	241	448	689
精神科初期救急医療機関等からの紹介状況	精神科初期救急医療機関からの紹介	21	16	37
	一般救急医療機関からの紹介	20	19	39
	精神科救急情報センターからの紹介	14	15	29
	紹介なし	177	352	529
	不明	9	46	55
移送者・機関の有無	保護者	71	66	137
	警察	18	46	64
	消防	9	70	79
	その他	14	14	28
	自主来院	87	84	171
	電話	46	168	214
目的	相談（来院）	5	10	15
	相談（電話）	36	147	183
	診察	198	278	476
	その他	2	13	15
対応内容	助言指導	46	157	203
	外来診察	127	162	289
	入院	63	106	169
	任意入院	23	50	73
	医療保護入院	36	49	85
	その他の入院	4	7	11
	その他	5	23	28
病名	精神疾患	222	346	568
	器質性精神障害（F0）	23	20	43
	精神作用物質（F1）	21	33	54
	統合失調症（F2）	58	130	188
	気分障害（F3）	63	93	156
	神経症性障害（F4）	29	34	63
	生理的障害（F5）	3	1	4
	パーソナリティ障害（F6）	5	18	23
	精神遅滞（F7）	8	5	13
	心理的発達（F8）	9	8	17
	小児・青年期（F9）	3	0	3
	てんかん	0	4	4
	その他	25	106	131

移送者・機関等



対応内容



4 精神通院医療費公費負担制度

(1) 概要

通院医療の公費負担については、近年における精神医学の発達、向精神薬の開発、地域精神保健福祉活動の進展等により、その比重が著しく高まり、早期治療、早期退院、再発防止について相当な効果が期待できるようになったことから、通院による医療を積極的に進めていく趣旨で、昭和40年から設けられたものです。

従前は、精神保健福祉法第32条に基づき公費負担医療が実施されてきましたが、障害者自立支援法の施行により、平成18年4月からは、更生医療及び育成医療と同様、自立支援医療制度に移行しました。

なお、平成25年4月1日から、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更されました。

①名称

自立支援医療費（精神通院医療）

②対象者

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの。

③医療の範囲

精神障がい及び当該精神障がいに起因して生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療。

④認定期間 1年以内

新規・再申請は、市町村受付日、継続申請は、前回認定期間の満了日の翌日を始期とし、その始期から1年以内の日の月の末日が終期となります。

⑤自己負担額 定率10%負担

ただし、一定所得以下の方には、月当たりの負担額に次の上限額が設定されます。

生活保護世帯	自己負担額	0円→「生保」
市町村民税非課税世帯（本人収入≤80万円）		2,500円→「低1」
市町村民税非課税世帯（本人収入>80万円）		5,000円→「低2」

また、一定所得以下の方以外についても、継続的に相当額の医療費負担が発生する方（**重度かつ継続 ※1**）については、月当たりの負担額に次のとおり上限が設定されます。

市町村民税額（所得割）<3万3千円	5,000円→「中間1」
3万3千円≤市町村民税額（所得割）<23万5千円	10,000円→「中間2」
市町村民税額（所得割）≥23万5千円 ※2	20,000円→「一定以上」

※1 「重度かつ継続」の対象範囲

精神通院医療 ①統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）

②3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された方

※2 市町村民税額23万5千円以上の世帯の方で、「重度かつ継続」に該当しない場合は、自立支援医療（精神通院）制度の対象外となります。

■負担区分

← 一定所得以下 →			← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 中間2 →	← 「一定以上」 →
負担なし 0円	1割負担 負担上限額 2,500円	1割負担 負担上限額 5,000円	1割負担 負担上限額 医療保険の自己負担上限額 重度かつ継続（1割負担） 負担上限額 5,000円 10,000円		3割負担 公費負担の対象外 負担上限額 20,000円

■医療費負担割合

医療保険分 (国民健康保険、被用者保険) 70%	公費負担分 20%	1割負担部分 10%
--------------------------------	--------------	---------------

自己負担分（原則1割負担）
収入や病状によって、上記上限額が設定されます。

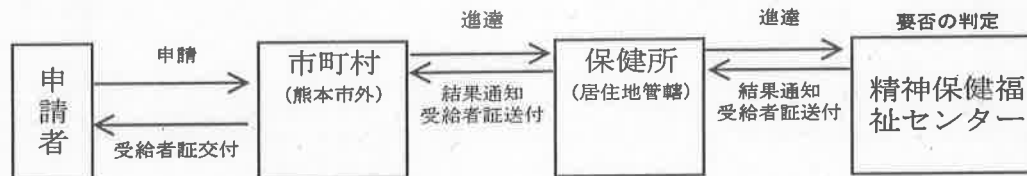
⑥支給認定の申請

- ア 申請書は、申請者の居住地を管轄する市町村長に提出します。
提出を受けた市町村は、申請書、添付資料等を確認のうえ、申請受付年月日、該当する所得区分、所得確認書類等を記入して保健所に進達します。保健所で内容確認後、精神保健福祉センターに進達します。
- イ 継続申請は、支給認定の有効期間の終了する日の概ね3か月前から行うことができます。

⑦支給認定

- ア 自立支援医療費の意見書による申請は、熊本県精神保健福祉センターで判定を行い（判定会は、毎月第一、第三木曜日開催。）、速やかに支給認定を行うかどうかを決定します。
- イ 支給認定を行うことを決定したときは、「障害者自立支援医療費受給者証(精神通院)」を、受給者の居住地を管轄する保健所及び市町村長を経由して申請者に交付します。
- ウ 受給者証の交付を受けた方が、氏名や居住地等を変更したときは、申請と同様に市町村で届を受け付け、保健所を経由して精神保健福祉センターに提出ます（熊本市からの転入は、他都道府県からの転入と同様の取り扱いになります）。

■申請手続



⑧その他

指定医療機関制（薬局、訪問看護事業者を含む。）

原則として、複数の病院、薬局等を指定することはできませんが、訪問看護や作業療法、デイケア等が必要な場合で、医療に重複がなく、やむを得ない事情があると認められるときは、追加の指定を行うこともあります。

(2) 通院医療費公費負担年度別承認件数

(各年度末日現在)

	熊本市	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	合計
H11	3,971	1,183	541	904	423	539	951	1,254	299	484	1,012	11,561
H12	4,491	1,289	625	1,030	473	609	1,004	1,325	305	532	1,099	12,832
H13	5,091	1,322	686	1,154	533	667	1,150	1,472	328	565	1,153	14,045
H14	5,737	1,440	755	1,298	578	738	1,241	1,561	375	610	1,226	15,559
H15	6,423	1,598	838	1,506	607	779	1,327	1,627	398	666	1,275	17,044
H16	7,157	1,716	876	1,649	633	867	1,439	1,698	446	720	1,337	18,538
H17	7,717	1,785	895	1,772	665	885	1,505	1,733	462	798	1,381	19,598
H18	7,380	1,782	924	1,850	679	860	1,532	1,640	448	810	1,289	19,194
H19	7,113	1,778	929	1,839	671	798	1,455	1,596	413	765	1,187	18,544
H20	7,496	1,908	972	1,964	685	833	1,494	1,620	420	812	1,178	19,382
H21	8,667	1,950	606	2,093	746	910	1,312	1,704	446	849	1,209	20,492
H22	9,370	2,061	656	2,213	760	966	1,384	1,801	472	911	1,244	21,838
H23	9,871	2,129	691	2,340	778	990	1,442	1,873	476	972	1,267	22,829
H24		2,275	747	2,610	786	1,072	1,508	1,951	499	1,029	1,295	13,772
H25		2,375	813	2,786	843	1,127	1,588	2,035	485	1,077	1,306	14,435

(注) 平成24年度以降は、熊本市が政令市に移行したため、熊本市分を含まない。

(3) 通院医療費の年度別推移

	社保支払基金		国保連合会		合 計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
H11	55,821	617,364,169	76,456	471,204,418	132,277	1,088,568,587
H12	62,163	709,216,926	85,405	513,227,796	147,568	1,222,444,722
H13	69,666	847,386,045	98,307	592,112,354	167,973	1,439,498,399
H14	76,000	951,782,830	109,683	653,698,016	185,683	1,605,480,846
H15	85,370	1,051,202,532	126,945	634,031,476	212,315	1,685,234,008
H16	97,667	1,208,270,601	142,044	711,977,248	239,711	1,920,247,849
H17	108,497	1,358,547,396	152,969	757,027,567	261,466	2,115,574,963
H18	111,411	1,404,737,535	153,516	731,718,648	264,927	2,136,456,183
H19	119,370	1,509,654,445	159,689	786,789,923	279,059	2,296,444,368
H20	132,897	1,631,005,926	179,696	841,009,551	312,593	2,472,015,477
H21	143,691	1,746,093,901	188,062	881,880,431	331,753	2,627,974,332
H22	157,676	1,922,017,380	197,699	936,808,751	355,375	2,858,826,131
H23	172,037	2,039,759,275	207,402	982,403,823	379,439	3,022,163,098
H24	100,569	1,024,385,269	145,227	665,505,022	245,796	1,689,890,291
H25	98,758	935,473,022	142,381	650,433,442	241,139	1,585,906,464

(注) 平成24年度から熊本市が政令市に移行したため、平成24年4月診療分以降は熊本市分を含まない。

(4) 保健所別所得区別支給決定件数表

平成26年 3月31日 現在

医療費区分 保健所	総数	生活保護	低所得1	低所得2	中間1	中間1(重継)	中間2	中間2(重継)	一定以上(重継)
熊本市									
有明	2,375	238	647	462	0	489	0	489	50
山鹿	813	70	230	143	0	188	0	168	14
菊池	2,786	213	682	437	0	599	0	769	86
阿蘇	843	92	236	157	0	178	1	168	11
御船	1,127	65	367	223	0	226	0	228	18
宇城	1,588	162	493	318	0	321	0	270	24
八代	2,035	291	580	316	0	431	0	368	49
水俣	485	117	145	69	0	74	0	78	2
人吉	1,077	115	300	235	0	244	0	172	11
天草	1,306	174	407	307	0	234	0	164	20
合計	14,435	1,537	4,087	2,667	0	2,984	1	2,874	285

(5) 保健所別精神障害の分類別 (ICD-10) 支給決定件数表

平成26年 3月31日 現在

ICD-10	F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G40	F99
保健所	症状性を含む 器質性精神障 害	精神作用物質 使用による精 神及び行動の 障害	統合失調症、 統合失調症型 障害及び妄想 性障害	気分障害	神経症性障 害、ストレス関 連障害及び身 体表現性障害	生理的障害及 身体的要因 に関連した行 動症候群	成人の人格及 び行動の障害	精神遅滞	心理的発達 の障害	小児期及び青 年期に通常発 症する行動及 び情緒の障害	てんかん	その他の精神 障害
総数												
熊本市												
有明	75	40	902	804	115	2	7	34	66	47	279	4
山鹿	44	10	315	261	49	0	2	8	19	23	82	0
菊池	152	44	843	1,124	231	9	17	54	72	14	222	4
阿蘇	41	32	319	266	40	2	2	29	19	8	85	0
御船	80	44	432	374	73	1	3	13	26	3	77	1
宇城	120	44	652	472	77	3	7	34	62	17	100	0
八代	121	56	847	679	116	4	1	26	59	25	99	2
水俣	35	15	176	122	42	2	6	28	15	11	33	0
人吉	37	41	457	330	41	4	0	28	24	19	92	4
天草	65	33	650	336	41	1	2	30	20	7	120	1
合計	770	359	5,593	4,768	825	28	47	284	382	174	1,189	16